各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (ベトナム産養殖えび及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年8月28日付け食安輸発0828第2号)にて通知したところです。

このたび、モニタリング検査において、ベトナム産冷凍養殖えびからエトキシキンを検出したことから、同通知の別表1のベトナムの項中、

Γ	_					
1	製品検査	条件	検査の項目	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
	の対象食			取の方法		命ずる具体的理由
	品等					
	養殖えび	油ちょ	エトキシキ	別表2の	平成17年1月24日付け	
	及びその	うされ	ン	4による	食安発第0124001号「食	
	加工品	たもの		こと。	品に残留する農薬、飼	
	(簡易な	を除く。			料添加物又は動物用医	おそれがあるため。
	加工に限				薬品の成分である物質	
	る。)				の試験法について」に	
					よること。	

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。